

## 第2章 予防事務審査要領

### 第1節 総論

#### 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

- 1 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。
  - (1) 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、別表(A)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる同表(B)欄に掲げる用途に供される部分で、次のアからウまでのすべてに該当するもの。
    - ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
    - イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。
    - ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。  
なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。
  - (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)
- 2 一般住宅(個人の住居の用途に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。

- (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合  
は、一般住宅の用途に供される部分の床面積の如何にかかわらず当該防火対  
象物（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）ま  
で若しくはロに掲げる用途に供する部分が存する防火対象物若しくは（6）  
項ハの用途に供する部分が存する防火対象物（（6）項ハに掲げる用途に供す  
る部分において、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）  
は、一般住宅に該当するものであること。この場合において、当該防火対象  
物が同表（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しく  
はロに掲げる用途に供する部分が存する防火対象物若しくは（6）項ハに掲  
げる用途に供する部分が存する防火対象物（（6）項ハに掲げる用途に供する  
部分において、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）にあって  
は(2)に準じて用途を判定するものであること。
- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場  
合は、次によること。
  - ア 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途  
に供される部分の床面積の合計よりも小さい場合又はおおむね等しい場  
合は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
  - イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用  
途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、単体用途の防火  
対象物（政令別表対象物の用途が前記1により複合用途防火対象物と判  
定される場合にあっては、複合用途防火対象物）に該当するものであるこ  
と。
- 3 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の防火対  
象物（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで  
若しくはロに掲げる用途に供する部分が存する防火対象物若しくは（6）項ハ  
の用途に供する部分が存する防火対象物（（6）項ハに掲げる用途に供する部  
分において、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）につ  
いては、一般住宅として取り扱うものであること。
- 4 防火対象物の用途判定の取扱いについて
  - (1) 学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室、パソコン教室、英会話教室等  
（以下「学習塾等」という。）の用途について（平成29年8月9日付け消  
予第841号津市消防本部予防課長通知）  
学習塾等の用途は原則として7項とする。ただし、小規模なもの（当該用  
途の合計面積が150㎡未満のもの）は15項とする。
  - (2) 放課後児童クラブの用途は15項とする。（平成22年7月6日付け津市  
消防本部予防課長通知）
  - (3) 窓口のみで物販の受け取り及び支払いを行い、建物内に不特定多数の者  
が出入りしない防火対象物については、令別表第1に掲げる4項には含め

1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

ない。